京都市消防局訓令甲第８号

各　　部

防災危機管理室

消　防　学　校

各　消　防　署

京都市消防装備規程の一部を次のように改正する。

平成１８年３月３１日

京都市消防局長　森　澤　　正　一

別表第１中「救急指導車」を削り，「防災指導車」を「防災指導車
救急指導車」に改める。

第１３号様式注以外の部分中

「ライトウォーター（６％）」を削る。

附　則

この訓令は，平成１８年４月１日から施行する。

（消防局警防部装備課）